

障害年金の診断書（眼の障害）を作成される 医師の皆さんへ

平成25年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「眼の障害用（様式第120号の1）」の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「眼の障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成25年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 2つの視野表に周辺視野および中心視野の測定結果を記入するようにしました。
2. 中心視野の測定角度とその合計値の記載欄を設けました。
3. 障害の状態欄に「瞳孔」「まぶたの運動」「眼球の運動」についての記載項目を追加しました。

★ 変更後の様式の診断書を作成される際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。